

別表

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
|---|--|-------------|---|
| <p>エネルギーや物価の高騰により影響を受けた県内ものづくり企業等が行う事業であって、補助対象経費の合計が 500 万円以上となるもの。</p> <p>ただし、国、県及び市町村による他の補助金を受けていないものに限る。</p> | (1) 省エネルギー、省コスト化につながる設備改修に要する経費 | 1 / 2 以内 | 1,500 万円 (ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。) |
| | (2) 生産ラインの自動化などの生産プロセスの改善に要する経費 | | |
| | (3) 将来を見据えた事業の新展開に向けた設備改善に要する経費 | | |
| | (4) 上記(1)～(3)の事業を効果的に実施するためのコンサルティングに要する経費 | | |

※ 補助対象経費には付帯工事及び設備の稼働に必要なシステム構築に係る経費を含む。

【注意点】

- ※ 補助対象は、事業期間内に改修や設置が終了するものに限りです。
- ※ 以下の経費は補助対象外となります。
 - ・ 生産に直接関係のない施設の改修等に係る経費（照明のLED化や太陽光パネルの設置等）
 - ・ 設備設置等と直接関係のない工事に係る経費
 - ・ 土地の取得や土地の造成の経費
 - ・ 振込手数料（ただし、取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象経費として計上可能）
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ その他補助することが適当であると認められない経費